福県医発第４３７号(地)
平成２０年　５月１６日

各　医　師　会　長　　殿

福　岡　県　医　師　会
会　長　横　倉　義　武
（　公　印　省　略　）

認可外保育施設の嘱託医の確保について

認可外保育施設の児童の健康診断につきましては、認可保育所と同様に、学校保健法に規定する項目（内科・歯科検診、ギョウ虫・尿検査）に準じた健診等を入所時及び年２回行うことが国の指導監督基準とされておりますが、福岡県内の１８９施設の内､約半数の施設が規定どおりの実施ができておりません。

その主な理由として、健診を実施する嘱託医の確保が難しいという実状があることから、嘱託医の確保について、福岡県福祉労働部子育て支援課より別紙のとおり協力依頼がありましたのでご連絡いたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、認可外保育施設から相談等ございましたら、児童の健康確保のためにご協力を検討くださいますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事　松行眞門
会長　丸山　泉

母子

２０ 子育　第４４号
平成２０年４月１６日

社団法人　福岡県医師会
会長　横倉　義武　殿

福岡県福祉労働部長
（子育て支援課保育所係）

認可外保育施設の嘱託医の確保について（依頼）

日頃から本県の福祉労働行政の推進につきまして格別の御配慮をいただき感謝申し上げます。

さて、県では認可外保育施設の指導監督を実施しており、児童の健康診断につきましては国の指導監督基準により、学校保健法に規定する項目に準じた健診を入所時及び年２回行うよう指導しています。

しかしながら、県が所管する１８９施設の内、約半数の施設が規定どおり実施できていない状況にあり、この理由として嘱託医の確保が難しいという声があります。

県といたしましては、認可外保育施設の児童の健康を確保するため、健康診断を実施していただける嘱託医の確保を推進したいと考えております。

つきましては、認可外保育施設から個別相談があった場合、前向きにご検討いただきますよう、貴医師会から地区医師会への周知についてよろしくお願いいたします。

問い合わせ先
子育て支援課　保育所係
担　当：村谷　係　長：中竹
電　話：０９２－６４３－３２５８
ＦＡＸ：０９２－６４３－３２６０

福岡県医師会
受
20.4.17
受付
369

【参考】

1　認可外保育施設の児童の健康診断にかかる国の指導監督基準

　認可保育所と同様、学校保健法に規定する項目（内科・歯科検診、ギョウ虫・尿検査）に準じた健診等を入所時及び年２回行う。

2　認可外保育施設の数（平成１９年３月末現在）

区　　分	県所管
届出対象施設	１３６
届出対象外(病院、企業等)	５３
認可外計	１８９

＊ 県所管には、県と同等の権限を有する北九州市、福岡市、久留米市内の認可外保育施設を含みません。

3　児童の健康診断不適合施設の割合　　５１％